

# 資料編

## 資料編1 第2次山梨県環境基本計画 策定の経緯

## 平成25（2013）年

- 4月24日 第1回環境基本計画改定庁内検討会議の開催  
・「山梨県環境基本計画改定の概要等について」
- 5月9日 第1回環境基本計画改定庁内検討会議  
ワーキンググループ会議の開催  
・「山梨県環境基本計画改定の概要等について」
- 5月22日～6月5日 県政モニターアンケート調査の実施  
・「山梨県の環境に関するアンケート調査」
- 7月31日 第36回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の策定について」
- 11月12日 第37回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画(仮称)の骨子(案)について」
- 12月18日～平成26(2014)年1月16日 県民意見提出制度に基づく県民意見の募集

## 平成26（2014）年

- 2月5日 第37回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画(案)について」
- 3月25日 さわやか・やまなし環境創造本部  
・「第2次山梨県環境基本計画の策定について(協議)」

## 平成30（2018）年

- 8月1日 第52回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画の中間見直しについて」
- 12月19日 第53回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画 中間見直し素案の概要について」

## 令和元（2019）年

- 7月24日 第55回山梨県環境保全審議会における意見聴取  
・「第2次山梨県環境基本計画の中間見直し素案について」
- 8月20日 健やか・快適環境創造本部  
・「第2次山梨県環境基本計画」中間見直し(素案)の決定について
- 8月21日～9月19日 県民意見提出制度に基づく県民意見の募集
- 11月6日 健やか・快適環境創造本部  
・「第2次山梨県環境基本計画」の中間見直しについて(協議)

## 資料編2 山梨県環境保全審議会 委員名簿

令和元(2019)年11月現在

職	氏名	所 属 等
会 長	風間 ふたば	山梨大学教授
副会長	湯本 光子	山梨県淡水生物研究会 委員長
委 員	青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委 員	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委 員	石井 信行	山梨大学大学院准教授
委 員	江口 英雄	山梨県市長会 副会長（上野原市長）
委 員	岸 いず美	幼児緑育研究会代表
委 員	輿水 達司	山梨県立大学特任教授
委 員	後藤 聡	山梨大学准教授
委 員	小林 拓	山梨大学大学院准教授
委 員	小宮山 稔	山梨県山岳連盟 会長
委 員	佐藤 繁則	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委 員	島崎 洋一	山梨大学准教授
委 員	鈴木 孝子	山梨県女性団体協議会 副会長
委 員	竹内 時男	(公募委員)
委 員	武田 哲明	山梨大学大学院教授
委 員	塚田 豊	山梨県猟友会 会長
委 員	永井 寛子	NPO 法人スペースふう 理事長
委 員	萩原 雄二	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
委 員	平塚 明美	山梨県商工会連合会 女性部連合会長
委 員	平山 公明	放送大学山梨学習センター所長
委 員	藤田 義治	山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境問題委員会 委員長)
委 員	望月 一二	山梨県植物研究会 会長
委 員	望月 幹也	山梨県町村会 副会長（身延町長）
委 員	山縣 然太郎	山梨大学教授
委 員	山本 紘治	山梨県環境保全審議会鳥獣部会 部会長
委 員	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事
委 員	若林 祐斗	(公募委員)
委 員	渡部 美由紀	弁護士
委 員	渡邊 雄司	山梨県森林組合連合会 代表理事会長

(会長・副会長除く50音順, 敬称略)

## 資料編3 第2次山梨県環境基本計画 環境指標一覧

## 環境の保全と創造のための施策の展開

## 1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	310千t (H25)	277千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	589g/日 (H25)	550g/日 (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
3	一般廃棄物再生利用率	16.6% (H25)	23% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
4	産業廃棄物総排出量	1,824千t (H25)	1,842千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
5	産業廃棄物再生利用率	55% (H25)	56% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
6	産業廃棄物最終処分量	154千t (H25)	153千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定

## 2 安全・安心で快適な生活環境づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	3/3 (H24)	3/3 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	2/2 (H24)	2/2 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	12/12 (H24)	12/12 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	11/11 (H24)	11/11 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	0/11 (H24)	達成率の向上 を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
6	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	5/5 (H24)	6/6 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率 (環境基準達成局数/有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22.5% (R2)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
10	生活排水クリーン処理率	80.7% (H27)	87.3% (R5)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)において設定
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準達成率 (全国平均)	全国平均を上回る達成率を維持します。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
13	県内の国・県指定文化財の件数	701件 (H29)	726件 (R5)	山梨県教育振興基本計画(R元～R5)において設定
14	「緑の教室」受講者数	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

## 3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	自然環境保全地区面積 (世界遺産景観保全地区は除く。)	3,650ha (H24)	3,650ha (R5)	山梨県自然環境保全条例に基づく指定面積
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H29)	74,795.9ha (R3)	第12次鳥獣保護管理事業計画(H29～R3)において設定
3	自然公園等利用者数	4,179万人 (H24)	5,720万人 (R5)	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の利用者数
4	県内の山小屋トイレの整備率	89.9% (H30)	91.3% (R5)	県内の山小屋のトイレの内、環境配慮型に整備されたものの割合
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭 (H24)	33,000頭 (R5)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6% (H26)	58.7% (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
8	森林整備の実施面積	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～R元の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
9	生物多様性の言葉の認知度	46%(H26)	75%以上(R5)	H26年度世論調査(内閣府)、生物多様性国家戦略2012-2020 R元年度目標を参考に設定

## 4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO <sub>2</sub> (H25)	基準年度(H25)比 △18%削減(R2)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～R2)
2	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO <sub>2</sub> (H25)	808千t-CO <sub>2</sub> (R2)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～R2)
3	木質バイオマス利用施設数	23施設 (H26)	29施設 (R2)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～R6)において設定
4	クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kw未満)	8.9万kW (H26)	14万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
5	クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
6	エコドライブ宣言車両率(再掲)	20.1% (H24)	22.5% (R2)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合

## 5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年 (H24)	70%/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
2	富士山科学カレッジ修了者数	14人/年 (H30)	15人/年 (R5)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,126人/年 (H23～29平均)	3,500人/年 (R5)	やまなしエコティーチャーを派遣した研修会等の年間参加人数
4	環境美化活動参加者数	496,512人/年 (H26～29平均)	500,000人/年 (R5)	やまなしクリーンキャンペーン年間参加者数
5	土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	101団体 (R5)	行政評価による取組
6	森林ボランティア団体数	73団体 (H22)	100団体 (R3)	やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～R3)において設定
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年 (H24)	90箇所/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

## 6 環境の保全と創造のための基盤づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数	4,640人/年 (H30)	4,800人/年 (R5)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	20,000件/年 (R5)	県HP掲載の本県の環境情報をまとめた「やまなしの環境」への年間アクセス数
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	157人/年 (H30)	165人/年 (R5)	富士山科学研究所におけるシンポジウム等の年間参加者数

## 重点的に取り組む施策

## 重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年 (H27)	46,000人/年 (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人/年 (H27)	28,000人/年 (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29% (H27)	100% (R2)	富士山を守る指標(山梨県・静岡県共同で策定。H12～R2)において設定(山梨・静岡県の合算数値)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	14人/年 (H30)	15人/年 (R5)	富士山科学研究所で開催する富士山科学カレッジの年間修了者数
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定

## 重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	荒廃した民有林の整備面積	-	770ha(R3) (H29～R3の年平均)	森林環境保全基金事業第2期計画において設定
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～R元の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年 (H24)	70%/年 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定

## 重点3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(R元) (H27～31の年平均)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)(再掲)	22地点中19地点 (H25)	22地点中22地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)(再掲)	5地点中3地点 (H25)	5地点中5地点 (R5)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7% (H27)	87.3% (R5)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)において設定
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率(再掲)	50.6% (H26)	58.7% (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～R元)において設定

## 重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長 (富士北麓地域)(再掲)	17.3km (H26)	30.8km (R元)	山梨県社会資本整備重点計画-第3次(H27～R元)において設定
2	県内の国・県指定文化財の 件数	701件 (H29)	726件 (R5)	山梨県教育振興基本計画(R元～R5)において設定
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人 (H24)	1,380人 (R5)	山梨県緑化計画(H26～R5)において設定
4	やまなしGAPの認証者数	31者 (H29)	100者 (R元)	やまなしGAP認証制度の認証者数
5	有機農業に取り組む面積	115ha (H26)	200ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定
6	多面的機能支払交付金による農地保全面積	6,814ha (H26)	8,000ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定

## 重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量 (再掲)	310千t (H25)	277千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
2	1人1日当たり家庭から 排出するごみの量(再掲)	589g/日 (H25)	550g/日 (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
3	一般廃棄物再生利用率 (再掲)	16.6% (H25)	23% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
4	産業廃棄物総排出量 (再掲)	1,824千t (H25)	1,842千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
5	産業廃棄物再生利用率 (再掲)	55% (H25)	56% (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定
6	産業廃棄物最終処分量 (再掲)	154千t (H25)	153千t (R2)	第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～R2)において設定

## 重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	ニホンジカの推定生息数 (再掲)	69,917頭 (H24)	33,000頭 (R5)	第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画において設定
2	獣害防止柵の整備による 被害防止面積	3,531ha (H26)	4,500ha (R元)	新・やまなし農業大綱(H27～R元)において設定

## 重点7 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	木質バイオマス利用施設数 (再掲)	23施設 (H26)	29施設 (R2)	やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～R6)において設定
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw 未満)(再掲)	8.9万kW (H26)	14万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW (H26)	1.2万kW (R2)	やまなしエネルギービジョンにおいて設定

## 資料編 4 山梨県環境基本条例

平成十六年三月三十日  
山梨県条例第二号

山梨県環境基本条例をここに公布する。

### 山梨県環境基本条例

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条—第六条)

##### 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第一節 施策の策定等に係る指針(第七条)

##### 第二節 環境基本計画等(第八条・第九条)

##### 第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第十条—第二十条)

##### 第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策(第二十一条—第二十四条)

##### 第五節 地球環境保全に関する施策(第二十五条)

##### 第六節 推進体制の整備等(第二十六条—第三十条)

##### 附則

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなっており、さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふるさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。



## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

## (基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

## (県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

## 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

### 第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

### 第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(以下この条において「廃棄物等」という。)の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一条 県は、自ら環境管理(事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。)を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
  - 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

- 第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### 第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域(富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。)の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二条 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三条 県は、水環境(河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。)を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四条 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五条 県は、地球環境保全を図るため、二酸化炭素の排出抑制、フロン回収等必要な施策を推進するものとする。

#### 第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第二十八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する

## 資料編5 用語解説

## 数字・アルファベット

	用 語	説 明
3	3R	ごみの発生、排出を抑制するという廃棄物等の発生抑制(Reduce)、使えるものは繰り返し使うという製品や部品の再使用(Reuse)、再び資源として利用するという再生利用(Recycle)の3つの頭文字をとったもの。
4	4-t-オクチルフェノール	界面活性剤の原料、プラスチックの酸化防止剤、塩化ビニールの安定剤原料に使用されている。平成14(2002)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(0.992 $\mu\text{g}/\text{kg}$ )が示された。 ※予測無影響濃度: 化学物質の水生生物への影響を評価する場合に用いられ、水生生物に影響を及ぼさない濃度に安全係数(通常10分の1~100分の1)をかけて求められる。
B	BOD (Biochemical Oxygen Demand)	生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
C	COD (Chemical Oxygen Demand)	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
C	COOL CHICE (クール チャイス)	2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
C	COP10	条約における締約国会議(Conference of the Parties)の10回目の会議の通称で、ここでは平成22(2010)年名古屋で開催された生物の多様性に関する条約の締約国会議のこと。
F	FSC森林管理認証	世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council®、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則70規準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。
I	ISO14001	国際標準化機構(International Standardization for Organization)が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。計画(Plan)をたて、実行(Do)し、点検評価(Check)し、見直し(Act)というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。
N	NPO	民間非営利組織(Non-Profit Organization)の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人(NPO法人)等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。
P	PDCAサイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
P	PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)制度	化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

50音順		
	用 語	説 明
【あ】		
あ	アイドリングストップ	自動車の駐停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素や窒素酸化物の排出を抑制することがねらい。
い	育成複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林(複層林)。
い	一酸化炭素(CO)	一般には、燃料の不完全燃焼によって発生し、都市では自動車の排出ガスが最大の発生源になる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、多量に吸入すると呼吸困難を引き起こすとされる。
い	一般廃棄物	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもののこと。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。
う	ウィーン条約	オゾン層の保護のために昭和60(1985)年3月に採択、昭和63(1988)年9月発効された条約。日本は昭和63(1988)年加入。この条約に基づき、より具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が昭和62(1987)年に採択されている。
え	エコアクション21	環境省が定めたエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組みを認証・登録する環境経営システム
え	エコドライブ	自動車からの排出ガスを抑制し、燃費を向上させるため、自動車の運転時に、加速・減速をゆるやかに行うこと、エアコンを控えめにすること、不要な荷物を積まないことなどをいう。警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなるエコドライブ普及連絡会を発足させ、アクションプランやエコドライブ10のすすめの策定などを行っている。
え	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の第4条に基づき、堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式(持続性の高い農業生産方式)を導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者のこと。
お	オゾン層	地上から20～25km離れた成層圏に存在する、オゾン濃度が高い大気圏。オゾンは、地上の生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する。このオゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康に悪影響を生じると指摘されている。
お	温室効果ガス	地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。地球温暖化対策計画では、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )、三ふっ化硫黄(NF <sub>3</sub> )の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
【か】		
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO <sub>2</sub> 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
か	外来種(外来生物)	国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種。
か	化石燃料	石炭・石油・天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した燃料。



	用 語	説 明
か	家電リサイクル法	家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目のリサイクルに向けて、平成10(1998)年6月に制定された法律で、家電メーカーに回収リサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けている。
か	環境影響評価 (環境アセスメント)	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。環境アセスメントともいう。
か	環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき定められている基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。
か	環境教育・環境学習	環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。山梨県では、平成25(2013)年3月、「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定し、取組を推進している。
か	環境の保全と創造	「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいうが、山梨県環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成、地域の個性をいかした快適な環境の創造など、環境をより程度の高いものとして「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」としている。
か	環境保全型農業	家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。
か	環境マネジメントシステム	企業等の組織が環境保全対策を自主的に進めるためのシステム。①経営者自ら環境に関する方針を定め、②事業活動に伴う環境への負荷を把握した上で、その方針に沿った目標と計画を策定し、③実行のために組織やマニュアルの整備を行い、④目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施し、環境管理システムを構築しようとするもの。ISOでは、環境マネジメントシステムに関する規格としてISO14001を発行している。
か	環境リスク	人の活動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせる可能性を示す概念。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。
か	間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。
か	緩和策	温室効果ガスの排出削減対策を指す。地球温暖化対策推進法に法的な位置づけがされている。関連：適応策(気候変動の影響による被害の回避・軽減対策)
き	企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility)	企業は社会を構成する一員として、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方の中で、具体的には行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。
き	希少野生動物種	「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動物種(捕獲・殺傷等禁止)、国際希少野生動物種(国際取引の規制)その他、分布が局限される固有種などを指す。
く	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある地域づくり等を進めるもの。

	用 語	説 明
く	クリーンエネルギー	再生可能エネルギーに加え、発電時や熱利用時に、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、窒素酸化物などの有害物質の排出が少ないエネルギー。 具体的には、太陽光、水力、バイオマス、太陽光発電による電力で製造した水素など。
く	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
く	クロム及び三価クロム化合物	クロムはステンレス鋼の成分であるなど合金材料として重要な金属である。また、メッキや顔料などにも利用されている。無機のクロムは三価や六価など幾つかの酸化数を取りうるが、通常は三価が最も安定である。
こ	光害	照明に関して、安全性や効率性の確保が不適切であったり、景観や周辺環境への配慮が十分でない状況又はそれによる悪影響のこと。国では「光害対策ガイドライン」等を策定している。
こ	光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、二次的に発生するオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性の強い物質の総称で、その発生は気象条件に大きく左右される。これらの物質が高濃度となった大気汚染現象は、光化学スモッグと呼ばれ、夏季に多く、目やのど等の粘膜刺激や手足のしびれ等を引き起こす。
こ	公共用水域	水質汚濁防止法で規定した、河川、湖沼、港湾など公共の用に供される水域や水路のこと。
こ	こどもエコクラブ	次世代を担う子どもたちが、人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にすることを育んでいくことを目的として、環境省が地方公共団体との連携のもとに実施している。こどもエコクラブの参加募集は、全国の市区町村又は都道府県の環境担当課が窓口となっており、幼児から高校生なら誰でも参加可能。
こ	コミュニティプラント	下水道が整備されていない集落や団地などから排出されるし尿、生活雑排水を集め、浄化処理する施設のこと。
<b>【さ】</b>		
さ	再生可能エネルギー	資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO <sub>2</sub> をほとんど排出しないエネルギー。 具体的には、太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱、地中熱など。
さ	酸性雨	大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等が溶け込んだ強い酸性を示す雨をいい、原因物質の発生源としては、工場や自動車からの排出ガスがあげられる。蒸留水に大気中の二酸化炭素が溶け込むとpHは5.6となることから、一般にはpH5.6以下の雨水が酸性雨とされている。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど20種類の廃棄物をさす。産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務づけられている。

	用 語	説 明
さ	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)制度	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
し	ジクロロメタン	金属等の脱脂・洗浄剤や有機溶剤として用いられている。肝臓・中枢神経に影響を与え、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有るかもしれない」物質としている。
し	自然公園	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
し	持続的発展	将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現代の世代のニーズを満たすこと、を表す環境の価値観の考え方。「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)の報告書“ <i>Our Common Future</i> ”(邦題『地球の未来を守るために』)における中心的な概念として取り上げられ、現在では広く国際社会に定着し、地球サミットのリオ宣言に反映されているほか、わが国の「環境基本法」の理念にもなっている。
し	自動車リサイクル法	使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを目的に、平成14(2002)年7月に制定された法律(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)。エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けている。
し	循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12(2000)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する の3つを提示している。
し	浄化槽	生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する設備のこと。
し	小水力発電	再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法である。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象である出力1,000kW未満の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。
し	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。なお、河川や地下水などの公共水域に環境基準が設けられている。
し	人工林	人工造林(苗木の植付け、種子の播付け等の人為的な方法により森林を造成すること)によって成立した森林。

	用 語	説 明
し	森林環境税(県税)	災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくための財源として、山梨県で平成24(2012)年4月1日から導入された税。
し	森林吸収源対策	森林のもつ二酸化炭素吸収機能を維持・向上させるためのさまざまな対策のこと。森林は、その成長とともに大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、地球温暖化防止の視点から重要な役割を果たしている。
し	森林セラピー	森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングなどに利用する健康づくりの取組。
し	森林の公益的機能	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材など林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々なはたらき(森林の多面的機能)のうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの。
す	水源涵養機能	森林の土壌がもつ機能のこと。森林土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をコントロールして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
せ	生態系	ある地域に住む生物(生物群集)と、その生活に影響を与える無機質な環境(土壌・水・空気等)とを総合した系。野生生物及び人類の生存を支える基盤。普通無機質な環境をもとにして、海洋、湖沼、森林、草原、砂漠などの生態系に分ける。しかし、どの大きさを一つの生態系と捉えるかはまちまちで、一つの池や森といったレベルから地球全体に至るまでさまざまな捉え方ができる。生態系を構成する生物部分には、緑色植物からなる生産者、おもに動物からなる消費者、有機物を分解する分解者の別がある。
せ	生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
せ	世界文化遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件のうち、歴史、美術、伝統的文化、科学の面で顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡など。
【た】		
た	ダイオキシン類	廃棄物等の焼却の過程で非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称してダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質をもつことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があるとされている。
た	代替フロン	オゾン層破壊力の大きい特定フロン(CFC類)に替わり生産されているフロン類。当初はCFCに替わりオゾン層破壊力が弱い代替フロンHCFC類が広く使用されてきたが、HCFCは漸次生産中止の方向にあり、現在はオゾン層を破壊しない第二世代の代替フロンHFC類が使用されるようになった。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。 なお、京都議定書の対象ガスの内、HFC、PFC、SF6を代替フロン等3ガスという。
ち	地球温暖化	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があるが、近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加することにより、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

	用 語	説 明
ち	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員。山梨県では、平成15(2003)年から委嘱を開始。任期は2年間。
ち	地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所及び都道府県又は指定都市等に各一箇所を指定することが決められており、山梨県では、平成27(2015)年に公益財団法人キープ協会を指定。
ち	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣または知事が指定するエリアのこと。狩猟による捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。
て	低公害車	既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化されている。
て	低炭素(社会)	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。低炭素社会では、すべての人がCO <sub>2</sub> を減らすための行動や選択をとり、政府や自治体はその仕組みづくりを行う。
て	適応策	気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を指す。平成30(2018)年6月気候変動適応法の制定により、法的な位置づけがされ、地球温暖化対策は緩和策と適応策の両輪で推進される。関連：緩和策(温室効果ガスの排出抑制対策)
て	テトラクロロエチレン	金属等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング等に用いられている。肝・腎臓障害や中枢神経への影響があり、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して恐らく発がん性がある」物質としている。
と	特定フロン等	大気中に放出されたフロンが太陽光の紫外線により分解され、その際に発生する塩素が成層圏にあるオゾン層を破壊する。昭和60(1985)年にウィーン条約、その2年後にモントリオール議定書が採択され、国際的なオゾン層保護対策が進んでいる。フロンには様々な種類があり、特にオゾン層破壊と関係が深いと考えられていたCFC-11(フロン11)、CFC-12(フロン12)、CFC-113(フロン113)、CFC-114(フロン114)、CFC-115(フロン115)の5種類を特定フロンと呼ぶ。
と	トリクロロエチレン	→「テトラクロロエチレン」に同じ。
【な】		
な	内分泌攪乱化学物質	肥料、家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、肥料として土壤にまかれた場合、作物に吸収されずに土壤に溶け出し、富栄養化の原因となる。河川や地下水などの公共水域に環境基準が設けられている。
に	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	石炭や石油等の化石燃料の燃焼時に発生し、呼吸器を刺激してぜんそく等を引き起こす。また、酸性雨の原因物質でもある。
に	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

	用 語	説 明
に	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	燃焼過程や硝酸製造等の工程から発生するが、燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。二酸化窒素は、呼吸器疾患の有症率との関連があるとされており、また、光化学オキシダントの原因物質でもある。
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。
の	農業集落排水施設	農村地域における農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、集落から排出されるし尿や生活雑排水の汚水を浄化処理する施設のこと。
の	ノニルフェノール	界面活性剤であり、工業用の洗浄剤などに使用されている。平成13(2001)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(0.608 μg/リットル)が示された。
【は】		
は	パークアンドライド	最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。
は	ばい煙	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの(有害物質)をいう。
は	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。
ひ	微小粒子状物質 (PM2.5: Particulate Matter 2.5)	浮遊粒子状物質(SPM)の中でも、粒径2.5 μm以下の小さなものこと。粒径が小さくなる事から肺の奥まで入りやすく健康への影響も大きくなり、発がん性も懸念されている。
ひ	ビスフェノールA	ポリカーボネイト樹脂やエポキシ樹脂を製造する原料として使用されている。平成16(2004)年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度※(24.7 μg/リットル)が示された。
ふ	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域で、栄養塩(窒素、リン)の濃度が増加することで、藻類の異常増殖をもたらす、アオコ、赤潮等の発生原因となる。生活排水等が原因で、富栄養化が進むと魚類のへい死や飲用水の異臭味が発生する。
ふ	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	代表的な可塑剤として、壁紙、床材、各種フィルム、電線被膜等様々な形で使用されている。
ふ	フタル酸ジ-n-ブチル	主に塗料、顔料や接着剤の可塑剤であり、加工性や可塑化効率の向上のために使用されている。
ふ	浮遊粒子状物質 (SPM:Suspended Particulate Matter)	浮遊粒子状物質。大気中に漂う粒径10 μm(1 =0.001mm)以下の代表的な大気汚染物質。物の破砕や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生し、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

	用 語	説 明
ふ	ブルントラント委員会	昭和59(1984)年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」(WCED=World Commission on Environment and Development)のことで、一般に、委員長の名前をとってブルントラント委員会と呼ばれる。昭和62(1987)年までの約4年間で合計8回の会合が開かれ、その後にもまとめられた報告書“Our Common Future”(邦題『地球の未来を守るために』)では、環境保全と開発の関係について「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を打ち出した。
ふ	フロン類	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低い、燃えない、油を溶かす等の性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊することで問題になっている。特に、一部のフロンは特定物質に指定され、製造などが規制されている。また、最近では温室効果ガスとしても問題になっている。
へ	ベンゼン	合成樹脂等の原料として幅広く用いられており、また、ガソリン中にも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有る」物質としている。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務)が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。
ほ	放射性物質	放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。
ほ	放射能	原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル(記号Bq)であり、1Bqは1秒間に1個の原子核が崩壊すること。
ほ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物	ポリ塩化ビフェニル(PolyChlorinated Biphenyl)は、昭和4(1929)年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49(1974)年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。また、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期保管し続けてきたが、平成13(2001)年にPCB廃棄物処理特別措置法が施行され、処理体制の整備を図ったうえで平成28(2016)年度までに処理を終えることとしている。
<b>【ま】</b>		
み	緑の少年隊	青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。活動分野は、(1)森林・林業や自然への理解を深める学習活動、(2)緑の募金活動への協力など地域社会等への奉仕活動、(3)心身の健全な発育を図るレクリエーション活動と多岐にわたる。

	用 語	説 明
も	木質バイオマス	木材からなる生物資源量。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。植物は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。
も	モニタリング調査	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表例。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種(指標種)を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。
【や】		
や	やまなしエネルギー環境マネジメントシステム	山梨県が一事業者として更なる削減に取り組むため構築した、環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの合理的使用その他の環境保全に関する職員の環境活動を推進することを目的として、独自の環境管理システム。
や	山梨県環境保全審議会	環境の保全、鳥獣の保護及び狩猟、温泉に関する事項について調査審議を行う審議会。専門的な事項を審議するための部会として鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会を設置している(令和元(2019)年11月現在)。
や	山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会	レジ袋を削減するための方策やレジ袋削減についての意識啓発等を行うため、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして平成19(2007)年8月31日設立。「平成20(2008)年度容器包装3R推進環境大臣賞」の「地域の連携・協働部門 奨励賞」を受賞。 平成20(2008)年以降は、レジ袋削減を推進するために、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結している。
よ	容器包装リサイクル法	容器包装ごみのリサイクルの促進を目的に、平成7(1995)年6月に制定された法律(正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)。消費者に容器包装ごみの分別排出、市町村に分別収集、製造者に容器包装ごみのリサイクルを義務付けている。平成12(2000)年度に全面改正されている。
【ら】		
ら	ライフサイクルアセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)	製品やサービスの原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し総合評価する手法のこと。
り	リスクコミュニケーション	行政、事業者、国民、NGO等の関係する全ての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築くため、対話を進めていくこと。環境リスクの削減を円滑に推進すると期待される。
り	リターナブル容器	再使用(リユース)のために、返却・回収ができる容器。
れ	レッドデータブック	絶滅に類している動植物の種を記した資料集。IUCN(国際自然保護連合)がリストアップし、昭和41(1966)年から発行している。日本に関しては平成元(1989)年に出版された。本県でも平成16(2004)年度、県内の野生動植物に関するレッドデータブックを作成した。平成30(2018)年3月改訂。